

## 東京都看護人材確保対策会議設置要綱

平成 28 年 12 月 1 日付 28 福保医人第 2040 号

## (設置目的)

第 1 都における保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護人材」という。）の計画的かつ安定的な確保を図るため、看護人材確保対策に係る検討を行うことを目的として、東京都看護人材確保対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (協議内容)

第 2 会議は、次の事項を協議する。  
(1) 看護人材確保対策に関する事項  
(2) その他必要な事項

## (構成)

第 3 会議は、関係団体代表、学識経験者、医療機関代表等のうちから福祉保健局長が委嘱する。

## (任期)

第 4 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。  
2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (座長及び副座長)

第 5 会議に座長及び副座長を置く。  
2 座長は委員の互選により、副座長は座長の指名により選任する。  
3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。  
4 副座長は座長を補佐し、座長に事故のある時は、その職務を代理する。

## (招集)

第 6 会議は座長が招集する。

## (会議及び会議録の取扱い)

第 7 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、出席委員の過半数により議決したときは、会議及び会議録等を公開しないことができる。  
2 会議又は会議録等を公開する場合においては、座長は必要な条件を付すことができる。

## (関係者の出席)

第 8 座長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

## (庶務)

第 9 会議の庶務は、福祉保健局医療政策部医療人材課において処理する。

## (その他)

第 10 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。